

人口急減地域の皆様へ！



繁忙期の人手を確保できない…

安定した雇用機会を提供できない…

求人しても応募がない…

特定地域づくり 事業協同組合 制度を活用しませんか!!

特定地域づくり事業協同組合制度を
活用すると！

特定地域づくり事業協同組合が
年間を通じて正規職員を雇用！

安定的な雇用環境、
一定の給与等を確保

特定地域づくり事業協同組合の組合員である
事業者の人手が必要な時期に職員を派遣！

必要な時期に
必要な人手を
確保!!



人手不足の
解消!!

特定地域づくり事業協同組合の運営費について
財政支援があります

特定地域づくり事業協同組合は、
組合員である事業者に対して労働者派遣事業等を行います



総務省

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

対象・要件

人口急減地域において（①）マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）（②）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合（③）であって、都道府県知事の認定を受けたもの（④）

- ① → 人口急減地域とは、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域又は過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域です。 ※予定されている地域が該当するかどうかは、お住まいの市町村に確認下さい。
- ② → マルチワーカーは事業協同組合で無期雇用される者に限ります。
- ③ → 事業協同組合の組合員には、地域の一般的な法人はもちろん、社会福祉法人や農家などの個人事業者もなれます。
- ④ → 都道府県知事の認定は、事業計画の実現可能性や職員の就業条件への配慮、市町村や関係事業者との連携等を判断して行われることとなります。

特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援があります。

※都道府県が財政支援を行う場合でも市町村と同様に国の支援を受けることができます。

制度の内容

対象経費

① 派遣職員人件費

② 事務局運営費

対象経費の上限額

①については400万円/年・人

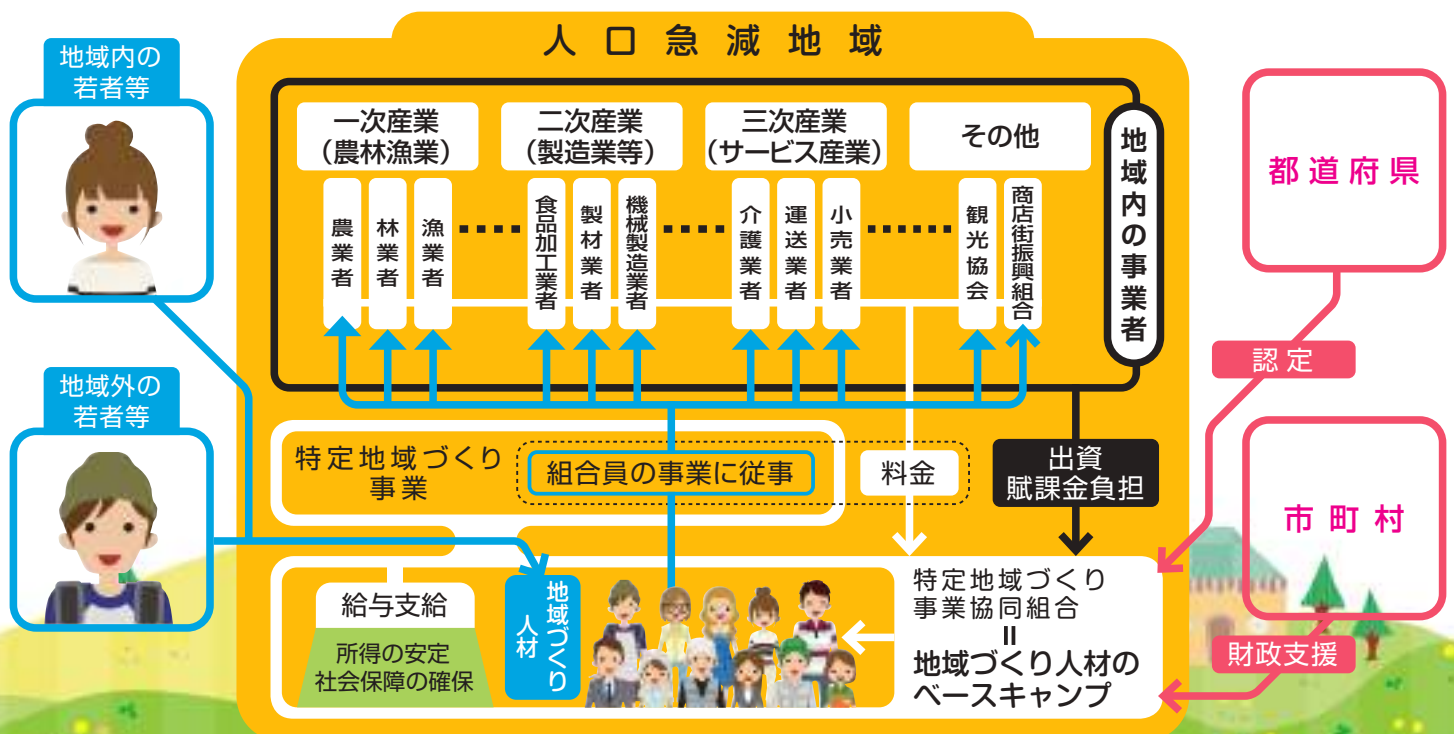
②については600万円/年

交付額

対象経費の1/2までの範囲で市町村が支援した額の1/2

※左記は市町村に対する国の財政支援についての記載であり、市町村から組合への実際の支援内容はそれぞれの市町村との調整によります。

組合員の事業を対象に、労働者派遣事業を厚生労働大臣の許可ではなく届出で実施できるようになります。



特定地域づくり事業協同組合の運営イメージ

仕事の組み合わせ例

1

4月

農業



5~10月

飲食業



11~3月

酒造業



2

2~4月

水産業



5、7~9月

宿泊業



6、10~1月

食品加工業



3

4~10月

商工会



11~3月

こども園



小規模事業者

加工業を
営むAさん



繁忙期のとくに人手が足りないときに確実な人手が確保できるこの仕組みがあることで、稼ぐ時にきちんと稼げて、地域に合った働き方、体制が作れるのでは、と期待します。

観光業を
営むBさん



地方の課題と自分のやりがいをマッチさせることに適した仕組みだと思います。一年でいくつかの仕事をさせていただき、ミスマッチのない移住に繋がると嬉しいです。地方で働くことや移住することへのハードルが下がり、チャレンジしやすい環境ができることを期待します。

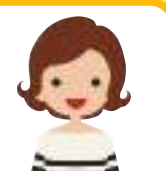
制度活用を望む
若者等

事業協同組合に
雇用される予定の
Cさん



季節が巡るとともに仕事を変えていく。そんなライフスタイルに憧れていました。このように地域の現状と環境の把握をしながら様々な事業に従事したいと思っています。

事業協同組合に
雇用される予定の
Dさん



地方の暮らしに興味があるけど、どんな暮らしを送れるのかイメージがわからない。そんなときにこの制度を使って、必要とされる職場でいくつかの仕事をすることで、地方の暮らしのイメージをより現実的なものにすることができるのではないかと思います。

特定地域づくり事業協同組合を

つくるには？

1 事前準備（事業者・市町村・関係事業者団体間の相談・調整）

- 活動地区が人口急減地域であることの確認
- 次の事項について関係者間の調整及び支援が見込めることの確認
 - ・組合員となる事業者の確保
 - ・派遣職員となる労働者の確保
 - ・事務局職員や事務局スペースの確保
 - ・市町村による組合設立・運営に係る財政支援等

2 事業計画（案）の作成

- 次の事項について案の作成
 - ・組合設立時の財産的基礎の見通し（組合員からの出資、市町村からの財政支援）
 - ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し
 - ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援 等

3 関係機関への事前相談

- ・都道府県・都道府県中小企業団体中央会：下記4（事業協同組合の設立認可手続）について
- ・都道府県：下記5（特定地域づくり事業協同組合の認定手続）について
- ・都道府県労働局：下記6（労働者派遣事業の届出）について

※事業計画（案）の作成と関係機関への事前相談は、並行して進めることで、事業計画の具体化が可能となり、円滑な立上げにつながります。

4 事業協同組合の設立認可手続

発起人の選定（4事業者以上）、定款案等の作成、創立総会開催、都道府県への設立認可申請、出資払込、設立登記

●お住まいの市町村をはじめ、関係機関等への相談が大事です！

5 特定地域づくり事業協同組合の認定手続

都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定

認定要件

- ①自然的経済的社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区であること
- ②特定地域づくり事業の適正な実施が可能であること
- ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること
- ④組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること

6 労働者派遣事業の届出

都道府県労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、都道府県労働局の確認・受理

7 特定地域づくり事業開始！

お問い合わせ先

制度を活用したいと思われたら 》 お住まいの市町村

事業協同組合の設立について
お尋ねのときは



お住まいの都道府県
都道府県中小企業団体中央会

労働者派遣事業について
お尋ねのときは



お近くの都道府県労働局

特定地域づくり事業協同組合の
認定についてお尋ねの時は



お住まいの都道府県

特定地域づくり事業協同組合
制度全般について
お尋ねのときは



総務省自治行政局地域振興室
（直通03-5253-5534）



総務省